

霧島市条例第6号
令和5年3月31日

霧島市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。
別表第1 第62の項及び第72の項中「第5項」を「第6項」に改め、同表第82の項及び第83の項を次のように改める。

82 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 (1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項に掲げる基準に適合していることについて、評価機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第24条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「評価機関等」と総称する。）が交付する適合証を添付する場合	次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて低炭素化促進法第54条第2項により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額 ア 住宅以外の用に供する建築物（以下「非住宅建築物」という。）で、モデル建物法を用いて計算したもの a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円
--	--

	<p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 28,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 28,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で、標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。 以下「一戸建ての住宅」という。)の場合 6,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅(以下「共同住宅等」という。) 13,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円</p> <p>エ 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの</p> <p>a 一戸建ての住宅 6,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 13,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円</p> <p>オ 住宅の用に供する建築物と非住宅建築物との複合建築物(以下「複合建築物」という。)認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(1)のアからエに掲げる金額を合計した金額</p>
(2) その他の場合	次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物

の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額

ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

　a 床面積が300平方メートル未満のもの
　　93,000円

　b 床面積が300平方メートル以上のもの
　　154,000円

イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

　a 床面積が300平方メートル未満のもの
　　237,000円

　b 床面積が300平方メートル以上のもの
　　381,000円

ウ 住宅の用に供する建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

　a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅
　　38,000円

　b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅
　　42,000円

　c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等
　　77,000円

　d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等
　　124,000円

エ 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの

　a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅
　　21,000円

　b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅
　　22,000円

　c 床面積が300平方メートル未満の共同住

	<p>宅等 40,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 65,000円</p> <p>オ 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからエに掲げる金額を合計した金額</p>
83 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 (1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第55条第1項において準用する法第54条第1項に掲げる基準に適合していることについて、評価機関等が交付する適合証を添付する場合	<p>次のアからエに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて低炭素化促進法第55条第2項の規定において準用する低炭素化促進法第54条第2項の規定の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 14,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 14,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で、標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 一戸建ての住宅 3,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル未満の共同住</p>

	<p>宅等 6,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 13,000円</p> <p>エ 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(1)のアからウに掲げる金額を合計した金額</p>
(2) その他の場合	<p>次のアからエに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて低炭素化促進法第55条第2項の規定において準用する低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 46,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 77,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 118,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 190,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で、標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 21,000円</p>

- | | |
|--|--|
| | c　床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 38,000円
d　床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 62,000円
エ　複合建築物　変更認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからウに掲げる金額を合計した金額 |
|--|--|

別表第1 第87の項中「第29条」を「第34条」に、「第36条」を「第41条」に、「第30条」を「第35条」に改め、同表第88の項中「第31条」を「第36条」に、「第30条」を「第35条」に、「第36条」を「第41条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。